

当会が刑事告発し、司法書士でない者が登記申請書作成などを行ったとして、検察が起訴した事件についての会長声明

当会では、国民の権利擁護と登記制度の信頼を確保する観点から、司法書士でない者が司法書士の業務を行うことを禁止した司法書士法第73条に違反する行為により国民に被害が及ばないように日々調査及び同条違反行為の防止活動を行っております。

このたび、当会に寄せられた情報を基に、当会において調査を行い、司法書士の資格がないにもかかわらず、行政書士が複数の依頼者から委任を受けて株式会社の設立登記の申請書作成などを行ったことが確認された事案について、当会が所轄警察署に対して告発したところ、所轄警察署による厳正な捜査の結果、当該行政書士が大阪地方検察庁に送検されました。大阪地方検察庁は、当該行政書士を略式起訴し、裁判所は、当該行政書士に対して司法書士法違反として罰金を科する略式命令とし、当該行政書士の刑事処分が確定しました。

司法書士は、国民の権利を擁護することが使命とされており、不動産登記制度や会社・法人登記制度の信頼を確保するために重い職責を担っています。そのため、司法書士は、登記申請人等に対する本人確認や意思確認、実体的な権利関係や適正な手続きを経て確定した事項であるかなどの調査・確認をして登記申請書類を作成し、登記申請の代理をしています。

司法書士の資格を有しない者が関与した登記には、事後的に権利関係で紛争が生じたり、犯罪に利用されたりすることが散見されます。このような事態が生ずることがないように、当会は、今後も、司法書士の使命に基づき、無資格者や他資格者による司法書士法第73条に違反する違法な行為に対しては、関係機関とも連携して厳正に対処して参ります。

市民の皆様におかれましても、違法な勧誘や広告に惑わされ司法書士の資格を有しない者に登記の依頼をされることのないよう充分ご留意ください。

令和3年2月1日

大阪司法書士会
会長 香山 恭慶